

2020年4月

IFRS® 基準
公開草案 ED/2020/2

Covid-19に関連した賃料減免

IFRS第16号の修正案

コメント期限：2020年5月8日

公開草案

Covid-19 に関連した賃料減免 IFRS 第 16 号の修正案

コメント期限：2020年5月8日

Covid-19に関連した賃料減免——IFRS 第 16 号の修正案

Exposure Draft ED/2020/2 *Covid-19-Related Rent Concessions* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of comments received before being issued in final form. Comments need to be received by 8 May 2020 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our 'Open for comment documents' page at: <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-72-6

Copyright © 2020 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation's Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the 'IASB® logo', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'IFRS Taxonomy', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

Covid-19 に関連した賃料減免

IFRS 第 16 号の修正案

コメント期限：2020年5月8日

Covid-19に関連した賃料減免—IFRS 第 16 号の修正案

公開草案 ED/2020/2「Covid-19に関連した賃料減免」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2020年5月8日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は我々の‘Open for comment documents’ページ（<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>）を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911629-72-6

コピーライト © 2020 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, ‘IFRS® ロゴ’, ‘IFRS for SMEs®’, ‘IFRS for SMEs® ロゴ’, ‘IFRS Taxonomy’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IFRS 第16号「リース」の修正	9
審議会による2020年4月公表の公開草案「COVID-19に関連した賃料減免」の承認	11
本公開草案に関する結論の根拠	12

はじめに

当審議会が本公開草案を公表する理由

国際会計基準審議会（当審議会）は、世界中の多くの貸手が、**covid-19**（新型コロナウイルス疾患）パンデミックの結果として借手に賃料減免を提供したか又は提供する見込みであるという情報を受けた。そうした賃料減免は、特に小口の不動産について一般的であり、場合によっては、政府又は当局によって推奨又は要求されている。賃料減免には、一定期間についての賃料免除又は賃料減額が含まれ、場合によっては将来の期間における賃料の増額を伴う。

IFRS 第 16 号「リース」は、リース料の変更（賃料減免を含む）の会計処理を定めた要求事項を含んでいる。しかし、当審議会は、それらの要求事項を大量となる可能性のある **covid-19** に関連した賃料減免に適用することは、特に利害関係者が当該パンデミックの間に直面する多くの課題を考えると、実務的に困難である可能性があるとの情報を受けた。特に、借手は、現在の環境において、**covid-19** に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを評価する際、及び、そうであるものについて所要の会計処理を適用する際の、潜在的な困難を識別している。

さらに、多くの借手が、現在、IFRS 第 16 号を適用する最初の年次財務諸表を作成中である。したがって、**covid-19** パンデミックの結果として生じる複雑性が、IFRS 第 16 号における新しい借手の会計モデルの導入にあたって行われている作業に加わる。

本公開草案における提案の目的は、リースに関する有用な情報を財務諸表利用者に引き続き提供することを可能にしながら、**covid-19** パンデミックの間に借手に実務上の救済を与えることである。

本公開草案における提案

本公開草案は、借手に対し、実務上の便法として、特定の **covid-19** に関連した賃料減免がリースの条件変更であるのかどうかの評価を行わないことを認める IFRS 第 16 号の修正を提案している。その代わりに、この実務上の便法を適用する借手は、当該賃料減免をリースの条件変更ではないかのように会計処理することになる。本公開草案は貸手についての変更は提案していない。

誰がこの提案の影響を受けるのか

本公開草案における提案は、2020 年中に **covid-19** パンデミックの直接の結果として賃料減免を与えられる借手、及びこれらの借手の財務諸表の利用者に影響を与えることとなる。

今後の手順

当審議会は、本公開草案の提案に対して受け取るコメントを検討し、修正案を進めるべきかどうかを決定する。当審議会は、結果として生じる IFRS 第 16 号の修正を 2020 年 5 月末までに完了する計画である。

コメント募集

当審議会は、本公開草案（特に、以下に示す質問）に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案において翻訳が困難な語句を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会在が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを募集している。

コメント提出者への質問

質問 1 — 実務上の便法（IFRS 第 16 号の修正 [案] の第 46A 項及び第 46B 項）

IFRS 第 16 号の修正案の第 46A 項は、実務上の便法として、借手が covid-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの評価を行わないことを選択できると提案している。この選択を行う借手は、covid-19 に関連した賃料減免から生じるリース料の変更を、当該変更がリースの条件変更ではないとした場合に IFRS 第 16 号を適用して当該変更を会計処理すると同じ方法で会計処理することになる。

IFRS 第 16 号の修正案の第 46B 項は、その実務上の便法が適用されるのは、covid-19 パンデミックの直接の結果として生じる賃料減免に対してのみであり、かつ、下記の条件のすべてが満たされる場合のみであると提案している。

- (a) リース料の変更により生じる当該リースの改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
- (b) リース料の減額が、当初の期限が 2020 年に到来する支払にのみ影響を与えること
- (c) 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

この実務上の便法が、リースに関する有用な情報を財務諸表利用者に引き続き提供することを可能にしながら、借手に実務上の救済を与えるであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

質問 2 — 発効日及び経過措置（IFRS 第 16 号の修正 [案] の C1A 項及び C20A 項）

IFRS 第 16 号の修正案の C1A 項及び C20A 項は、借手がこの修正を次のように適用することを提案している。

- (a) 2020 年 6 月 1 日以後開始する事業年度に適用する。早期適用は認められ、これには、この修正の公表日に発行が未だ承認されていない財務諸表も含まれる。
- (b) 遡及適用し、修正の適用開始の累積的影響を、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識する。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合は、何を提案するか及びその理由を説明されたい。

期 限

当審議会は、2020年5月8日（14日後）までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

IFRS 財団のオフィスは、政府のコロナウイルス・パンデミック対策に沿って一時的に閉鎖している。しかし、我々は作業をしており、これらの修正案を最終確定するにあたり回答者の意見を考慮する。コメントは電子的に提出されたい。

オンライン ‘Open for comment documents’ ページにアクセス
<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール 送付先： commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第16号「リース」の修正

第46A項、第46B項、第60A項、C1A項及びC20A項を追加する。新たな見出しをC20A項の前に追加する。参照の便宜のため、これらの各項には下線を付していない。

借手

...

測定

...

事後測定

...

リースの条件変更

...

46A 実務上の便法として、借手は、**covid-19**に関連した賃料減免（第46B項参照）がリースの条件変更であるかどうかの評価を行わないことを選択できる。この選択を行う借手は、**covid-19**に関連した賃料減免から生じるリース料の変更を、当該変更がリースの条件変更ではないとした場合に IFRS 第16号を適用して当該変更を会計処理するのと同じ方法で会計処理しなければならない。

46B 第46A項の実務上の便法が適用されるのは、**covid-19** パンデミックの直接の結果として生じる賃料減免に対してのみであり、かつ、下記の条件のすべてが満たされる場合のみである。

- (a) リース料の変更により生じる当該リースの改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
- (b) リース料の減額が、当初の期限が 2020 年に到来する支払にのみ影響を与えること（例えば、賃料減免が 2020 年のリース料の減額と 2020 年よりも先のリース料の増額を生じさせる場合には、この条件を満たすことになる）
- (c) 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

開示

...

60A 第46A項の実務上の便法を適用する企業は、その旨を開示しなければならない。

付録 C

発効日及び経過措置

発効日

...

C1A 2020年〔月〕公表の〔案〕「Covid-19に関連した賃料減免」により、第46A 項、第46B 項及び第60A 項が追加された。借手は当該修正を2020年6月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められ、これには、〔修正の公表日〕に発行が未だ承認されていない財務諸表も含まれる。

経過措置

...

Covid-19に関連した借手に対する賃料減免

C20A 借手は、〔案〕「Covid-19に関連した賃料減免」（C1A 項参照）を遡及適用し、修正の適用開始の累積的影響を、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識しなければならない。

審議会による2020年4月公表の公開草案「Covid-19に関連した賃料減免」の承認

公開草案「Covid-19に関連した賃料減免」（IFRS第16号の修正を提案している）は、国際会計基準審議会の14名のメンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ゲイリー・カブレック

陸 建橋

ダレル・スコット

トーマス・スコット

徐 正雨

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー

公開草案「Covid-19に関連した賃料減免」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「Covid-19に関連した賃料減免」に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は、国際会計基準審議会（当審議会）が本公開草案を開発した際の検討事項をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

背景

- BC1 IFRS 第 16 号「リース」は、リース期間中のリース料の変更の会計処理方法についての要求事項を示している。当該基準は、一部のリース料の変更（例えば、リース料の決定に使用する指数又はレートの変動から生じるもの）についての具体的な要求事項を含んでいる。そうでない場合、IFRS 第 16 号がリース料の変更について要求している会計処理は、当該変更がリースの条件変更の定義を満たすかどうかに応じて決まる。IFRS 第 16 号は、リースの条件変更を、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更と定義している。リース料の変更がリースの条件変更から生じる場合には、当該変更が独立したリースとして会計処理するための特定の要件を満たす場合を除いて、借手は、改訂後のリース料を改訂後の割引率で割り引くことによってリース負債を再測定することを要求される。
- BC2 多くの貸手が、*covid-19* パンデミックの結果として借手に賃料減免を提供したか又は提供する見込みである。当審議会は、借手が、大量となる可能性のある *covid-19* に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを評価し、条件変更であるものについて、IFRS 第 16 号における所要の会計処理を適用することが、特にパンデミックの間に企業が直面する多くの課題を考えると、困難である可能性があることを理解している。
- BC3 本公開草案における提案は、特定の *covid-19* に関連した賃料減免を会計処理するにあたっての実務上の便法を借手に提供する。この提案は貸手の会計処理は扱っていない。貸手は、*covid-19* に関連した賃料減免を会計処理する際に借手と同じ実務上の困難に直面するとは予想されないからである。大量のリースを有する多くの貸手にとって、リースは事業の中心的部分である。さらに、貸手の財務諸表の利用者にとっての影響は借手にとっての影響とは異なる。特に、
- (a) IFRS 第 16 号は IAS 第 17 号「リース」における貸手の会計モデルを引き継いでいる。したがって、借手とは異なり、貸手はリースについて新しい会計モデルを最近において導入していない。
 - (b) オペレーティング・リースの条件変更についての貸手の会計処理は、貸手の財政状態計算書において認識される金額の再測定を要求していないが、借手はすべてのリースの条件変更についてリース負債を改訂後の割引率で再測定することを要求されている。*covid-19* に関連した賃料減免が提供されている不動産リースの多くは、貸手にとってのオペレーティング・リースである。
 - (c) ファイナンス・リースの場合には、貸手は IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項を

条件変更に適用する。この会計処理が提供する情報は、貸手の財務諸表の利用者にとって有用と考えられ、IFRS 第9号の範囲に含まれる他の金融商品について要求されている会計処理と整合的である。

IFRS 第16号の修正案

- BC4 本公開草案における提案は、借手に対し、実務上の便法として、特定の covid-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるのかどうかの評価を行わずに、当該賃料減免をリースの条件変更ではないかのように会計処理することを認めている。借手は、この実務上の便法を、すでに IFRS 第16号の第2項で定めているように、同様の特性を有し同様の状況にある契約に対して整合的に適用することになる。当審議会の考えでは、この実務上の便法は、借手がリースに関する有用な情報を財務諸表利用者に引き続き提供することを可能にしながら、BC2項に記述した実務上の困難から借手を解放するであろう。
- BC5 当審議会は、実務上の便法が幅広く適用され過ぎて、意図しない結果を生じさせる可能性があるというリスクに留意した。したがって、当審議会は、実務上の便法の範囲を限定して、covid-19 パンデミックの直接の結果として生じ、かつ、次のようである賃料減免のみに適用するようにすることを提案している。
- (a) リースの改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか、又は下回る結果となる。当審議会の考えでは、リース料総額に僅少ではない増加を生じさせる変更は、covid-19 に関連した賃料減免（本公開草案に記述）からのみ生じるものではない可能性がある。ただし、増額が貨幣の時間価値を反映する場合は除く。
- (b) 当初の期限が2020年に到来するリース料のみを減額する。2020年よりも先のリース料の関連する増額は、賃料減免がこの条件を満たすことの妨げとはならない。これと対照的に、リース料の減額が2020年よりも先の期間に及ぶ場合には、その賃料減免はこの実務上の便法の範囲に含まれない。この条件を開発するにあたり、当審議会は、covid-19 パンデミックの経済的影響は一定の期間にわたり続く可能性があると考えた。この実務上の便法を特定の期間に限定しない場合、借手はリース料の将来の変更の多くが covid-19 パンデミックの結果であると結論を下す可能性がある。実務上の便法を当初の期限が2020年に到来するリース料の減額に限定することは、借手がこの免除を必要とされる期間を超えて適用することを避けながら、借手が免除を最も必要とすると見込まれる時期に免除を提供する。
- (c) リースの他の契約条件に実質的な変更がない。この条件は、covid-19 パンデミックと関連がなく covid-19 に関連した賃料減免と同時に交渉されるリースの条件変更には、借手は実務上の便法を適用すべきではないという当審議会の見解を反映している（ただし、例えば、2020年において賃料を3か月免除とし、その後、リースの終了時にほぼ同額の追加の3か月分の支払を受けることは、賃料減免がこの実務上の便法の範囲に含まれることの妨げとはならない）。

Covid-19に関連した賃料減免—IFRS 第 16 号の修正案

BC6 この実務上の便法は、IFRS 第 16 号の要求事項からの離脱であり、covid-19 パンデミックの間に借手に実務上の救済を与えるためにのみ提案している。当審議会は、借手に IFRS 第 16 号からの離脱を要求すべきではないと決定した。一部の借手（例えば、リース料の変更を扱うシステムを有している借手）が、パンデミックの期間全体を通じてのリース契約のすべての変更既存の要求事項を適用することを望む可能性がある。したがって、当審議会は、借手が実務上の便法を適用することを認めるが、要求はしないと提案している。BC4 項で述べたように、借手が実務上の便法をリースに適用することを選択する場合には、同様の特性を有し同様の状況にあるすべてのリース契約に実務上の便法を整合的に適用することになる。

財務諸表利用者に提供される情報に対する影響

BC7 当審議会は、3 種類の変更について、実務上の便法を適用したリース料の変更の会計処理を検討した。

(a) 実務上の便法を適用する借手は、一般的に、リース料の免除を IFRS 第 16 号の第 38 項を適用して変動リース料として会計処理することになる。借手は、対応する修正をリース負債に対して行い、実質的に、リース負債のうちリース料の免除によって消滅した部分の認識の中止を行う。

(b) ある期間のリース料を減額するが、他の期間における金額を比例的に増額するようなリース料の変更は、借手のリース負債を消滅させず、リースの対価も変化させずに、個々の支払の時期のみを変化させる。この場合、借手は引き続き、IFRS 第 16 号の第 36 項(b)を適用して、貸手に対して行った支払についてリース負債を減額することになる。

(c) covid-19 に関連した賃料減免の一部は、支払の免除と支払時期の変更の両方を織り込んで、リース料を減額する。

BC8 当審議会は、借手が実務上の便法を適用して認識するリース負債は、貸手に対する将来のリース料の現在価値を表すことになると考えた。当審議会の考えでは、この会計処理は、リース契約に基づく借手の義務の忠実な表現を提供するので、実務上の便法を適用する借手は財務諸表利用者に有用な情報を提供することになる。

BC9 ただし、本公開草案における提案は、実務上の便法を適用する借手と適用しない借手との間の比較可能性に影響を与える可能性がある。特に、covid-19 に関連した賃料減免が借手の使用権資産及び純損益に与える影響は、借手が実務上の便法を適用するかどうかによって異なる可能性がある。例えば、実務上の便法を適用する借手は、一般的に、リース料の免除の影響を、当該免除の契機となった事象又は状況が生じた期間において純損益に認識するであろう。リースの条件変更の要求事項を適用する借手は、そうではなく、使用権資産の帳簿価額の修正を行い、一般的には賃料免除の影響を使用権資産の減価償却を通じて認識するであろう。この比較可能性の潜在的な喪失は、ある程度は軽減される可能性がある。covid-19 に関連した賃料減免を生じさせる状況は、使用権資産が

減損している可能性があることを示唆している可能性が高いからである。減損があるならば、賃料減免をリースの条件変更として会計処理する場合としない場合との間の潜在的な差異は減少することになる。

- BC10 実務上の便法が比較可能性に与える可能性のある影響を認識して、当審議会は、この便法を適用する借手はその旨を開示すべきであると決定した。借手は、借手のリース活動に関して財務諸表利用者に有用な情報を提供するにあたり、IFRS 第 16 号及び他の IFRS 基準（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」など）における他の開示要求を適用することも要求される。

経過措置及び発効日

- BC11 借手は、当審議会が本公開草案の提案を開発した時点で、すでに covid-19 パンデミックの結果として困難に直面していた。この事項の緊急性を認識して、当審議会は、発効日を 2020 年 6 月 1 日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めることを提案している。この修正の早期適用を選択することにより、借手は、この修正の公表日に未だ発行が承認されていない財務諸表で実務上の便法を適用できることになる。しかし、発効日を 2020 年 6 月 1 日以後開始する事業年度に設定することで、当審議会は即時の適用を要求しているのではなく可能にしているのであり、それにより、借手が実務上の便法を適用したいと望む場合に必要となる情報を入手する機会を得られるようにしている。
- BC12 当審議会は、借手にこの修正の遡及適用を要求することも提案している。実務上の便法の範囲（BC5 項参照）は、遡及適用は期限が 2020 年 1 月よりも前の支払に影響を与える賃料減免を対象としないことを意味している。しかし、遡及適用は、covid-19 に関連した賃料減免を受けた後ではあるが修正の公表前に年次財務諸表又は期中財務諸表の発行を承認する借手に、便益を与える可能性がある。例えば、実務上の便法を 2020 年 3 月 31 日の財務諸表において適用しない借手が、2021 年 3 月 31 日の財務諸表において、期限が 2020 年 3 月 31 日よりも前の支払に影響を与える特定の covid-19 に関連した賃料減免にこの修正を遡及適用することができ、それにより類似した covid-19 に関連した賃料減免を整合的に会計処理できることになる。遡及適用は、IFRS 第 16 号の適用初年度中に実務上の便法を適用する借手にも便益となる。例えば、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して IFRS 第 16 号を遡及適用し、covid-19 に関連した賃料減免に実務上の便法を適用する借手は、それらのリースについて改訂後の割引率を決定しない。その代わりに、借手は IFRS 第 16 号がずっと適用されていたかのようにして決定した割引率（例えば、開始日に決定した率）を使用することになる。
- BC13 しかし、比較情報の修正再表示は便益をほとんど提供せず、これを要求することは借手にとって高コストとなるであろう。したがって、当審議会は、修正の適用開始の累積的影響を、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識するよう借手に要求することを提案している。